

ニュースレター マレーシア移転価格に関する状況の変化

2017年8月

For further information, please contact:

Adeline Wong
Partner
+603 2298 7880
adeline.wong@wongpartners.com

Michael Nixon
Director of Economics (Transfer
Pricing)
+65 6434 2535
michael.nixon@bakermckenzie.com

Krystal Ng
Senior Associate
+603 2298 7937
krystal.ng@wongpartners.com

Syn Joe Ong
Associate
+603 2299 6518
synjoe.ong@wongpartners.com

Rhu Vern Ang
Tax Manager
+603 2299 6517
rhuvern.ang@wongpartners.com

日本語でのお問い合わせは、下記
鈴木または井上まで：

鈴木 由衣 / Yui Suzuki
Client Service Coordinator, Japan
Practice
+603 2299 6501
yui.suzuki@wongpartners.com

井上 洋子 / Yoko Inoue
Client Manager, Japan Practice
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

はじめに

マレーシア内国歳入庁（IRB）は、段階的に 2012 年マレーシア移転価格ガイドライン（**2012 年 TP ガイドライン**）の各章を変更し、2012 年 TP ガイドラインを改訂することを発表しました。今回の改訂の主要目的は、マレーシアの移転価格規則を世界的な進展と足並みをそろえることですが、独立企業原則（**Arm's length principle**）の実施を強化し、IRB による独立企業原則の解釈を明確にすることも目的としています。

各章に対する最初の改訂が IRB によって発表されました。新たな章が追加された各章の内容は、次の通りです。

1. 「独立企業原則」－2012 年 TP ガイドラインを改訂
2. 「無形資産」－2012 年 TP ガイドラインを改訂
3. 「文書」－2012 年 TP ガイドラインを改訂
4. 「商品取引」－新たに追加された章

注目すべきは、ペナルティ制度の変更です。これらの変更及び改訂は、IRB がマレーシアの移転価格に関する事項を重視していることを反映しています。

主な影響

マレーシアは、経済協力開発機構（**OECD**）の加盟国ではありませんが、2017 年 1 月時点で、**BEPS**（税源浸食と利益移転）の包括的枠組みへの参加国となっています。2012 年 TP ガイドラインに対する今回の変更は、マレーシアの移転価格規則及び要件を OECD が示す基準と一致させるための IRB による試みであると考えられます。

実際に、マレーシアはこれまでも OECD 基準の大まかな解釈を取り入れてきましたが、OECD 基準についてのマレーシアの解釈が他の国々とは異なる場合があります。このため、改訂後の各章及び新たな章に含まれる指針が実際にはどのように実行されるのか、また、これらの指針が移転価格の税務調査及び税務争訟解決における焦点と結果の両方にどのように影響していくのか、という点は依然として不明確です。多くの場合、異なる基準の導入がマレーシア（または他の場所において）一方のみの課題となることが予想されるため、このような問題を考慮した適切な移転価格リスク管理の枠組みを構築することが極めて重要になります。

調整に関するペナルティの変更は、重要な意味があります。この変更においては、納税者が実質的にできる限り調整を回避するために、移転価格文書を作成する際に慎重に計画的な対策を講じることが重要です。また、移転価格の税務調査によって調整が生じることが予想される場合、ペナルティレートが 3 倍に増加する



可能性を考慮して、適切な資金を準備する必要もあります。これは、争訟があった場合、納税者は反論の際にペナルティを含む金額を前払いで支払うことが義務付けられているためです。

重要な変更の概要

主要な変更の概要は、次のとおりです。

(a) ペナルティレートの引き上げ

文書に関する改訂後の章では、2012年移転価格ガイドラインで規定された以前のペナルティレートが削除されたようです。改訂前には、2012年TPガイドラインに基づき、納税者はIRBに対し最高35%のペナルティレートの適用を求めることができました。

現状では、移転価格の税務調査実施中に収入の過少記載または記載の省略が発見された場合、IRBには最高100%のペナルティレートを納税者に適用する裁量があると考えられます。IRBがどのようにこの裁量を適用するかについてはまだ公表されていませんが、納税者は最悪の事態に備えることをお勧めします。

2013年の移転価格調査に関するフレームワークにおいて示された新たなペナルティレートの概要は、次のとおりです。

違反の内容	ペナルティレート		
	通常事例	自主的な開示 ¹	税務調査前の自主的な開示 ²
収入の過少記載または記載の省略	100%	35%	15%
納税者がTPDを作成しなかった場合	35%	30%	15%
納税者はTPDを作成したが、2012年移転価格ガイドラインの要件を完全に遵守していなかった場合	25%	20%	10%

注：¹ 通知を受けた後であるが、納税者による税務調査開始前の自主的な開示

² 税務調査前の自主的な開示

(b) 新たなマスターファイル要件

2016年の所得税（国別）規則に基づき国別（CbC）報告書の作成が義務付けられる納税者は、今回、マスターファイルの作成も義務付けられることになりました。このマスターファイルは、IRBの要求があった場合に、移転価格文書（TPD）と共に提出されるものです。



(c) 無形資産に関する DEMPE アプローチの採用

IRB が規定した新たなガイドラインによれば、無形資産に関する関係者間取引を実施している納税者は、今後は IRB が提供する基準に従い、利益配分における開発、改良、維持、保護及び活用 (DEMPE) の機能の成果を検討する必要があります。

実際に、IRB が本規定を利用することで、現地納税者が DEMPE 機能の一部の要素を実施することにより、移転価格指針で当該納税者に定められた価値よりも大きな価値を生み出していると主張する可能性があります。具体的には、外国に対するロイヤルティ支払いが制限され、研究開発委託料が増加し、より極端な事例では、法人の性格付けが不正確であるとの主張が試みられることも考えられます (定型業務の事業体を企業家とみなすべき、など)。無形資産に関して多国籍グループ構成を取る特定の会社に対し機能上の役割を判断する場合、DEMPE 機能を実施する会社がより重要であるとみなされる可能性があるため、それに応じた補償が必要です。つまり、マレーシアで実施している DEMPE 機能の数が多い会社ほど、これに比例したより多額の補償が必要になるといえます。

(d) 商品取引

関連当事者間の商品取引に特別に対処するための新たな基準も設けられました。この新たな基準では、このような取引を試験するための適切な方法を規定しています。特に、IRB が関連当事者間の商品取引を試験するために、「見積り価格」及び独立価格比準 (CUP) 方式の使用を強調したことは注目に値します。

実際の影響

過去には、IRB が税回収業務における強制措置を大幅に強化したこともありました。IRB は今後も広範な権限と高い税回収目標を維持し続け、移転価格は税回収における重点領域になると考えられます。

このような状況においては、納税者は注意を払い、自らの移転価格指針及び文書を慎重に作成し、税務調査が生じた場合の防御策を講じておくことをお勧めします。

www.wongpartners.com

Wong & Partners
Level 21
The Gardens South Tower
Mid Valley City
Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur